

◎新潟県告示第734号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 規制区域 別図のとおり

詳細については、土木部都市局都市政策課のウェブサイトを表示

2 指定年月日 令和7年7月18日

別図

